

平成 31 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（不特定多数の者対象）
（社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項の規定による喀痰吸引等研修（第 1 号・第 2 号研修））
実施要項

1 趣 旨

社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から介護職員等によるたんの吸引等の実施が制度化され、施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的に実施します。

2 受講対象者

※ 次の **A**～**G** に分類され、該当アルファベットごとに日程及び研修内容が異なります。

※ 各自で該当アルファベットの日程及び研修内容を、別紙「日程表」及び「研修課程」で確認をしてください。

A 次に該当する山口県内の施設・事業所に勤務する介護職員等（介護福祉士を含む。）であって、不特定多数の医療的ケアを必要とされる方の支援をしている者

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、訪問介護事業所等

※ 病院・診療所で就業している者（介護療養型病床及び病院又は診療所で実施している通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションに従事する介護職員等も同様）については、制度上、登録事業所になれないため、受講対象外とする。

B 過去に都道府県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）を修了した者で、認定を受けた行為以外に「医療的ケアの種類【基本】」の行為を新しく特定行為に追加したい者

C 過去に都道府県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）を修了した者で、認定を受けた行為以外に「医療的ケアの種類【基本】【オプション】」の行為を新しく特定行為に追加したい者

D 介護福祉士のための実務者研修修了者及び養成施設、福祉系高校において「医療的ケア（講義 50 時間＋演習）」を含む全課程修了者で、「医療的ケアの種類【基本】」の行為を必要とされる方の支援をしている者

E 介護福祉士のための実務者研修修了者及び養成施設、福祉系高校において「医療的ケア（講義 50 時間＋演習）」を含む全課程修了者で、「医療的ケアの種類【基本】【オプション】」の行為を必要とされる方の支援をしている者

F 平成 23～24 年度に山口県が実施した喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）を修了した者及び平成 23～24 年度に部分受講し 25 年度に修了した者で、認定を受けた行為以外に「医療的ケアの種類【基本】」の行為を新しく特定行為に追加したい者

G 平成 23～24 年度に山口県が実施した喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）を修了した者及び平成 23～24 年度に部分受講し 25 年度に修了した者で、認定を受けた行為以外に「医療的ケアの種類【基本】【オプション】」の行為を新しく特定行為に追加したい者

3 受講要件

- (1) 自職場又は法人内において、医療的ケア（カテゴリー1の場合は5行為の全て、カテゴリー2の場合は一部の行為を選択）の必要な利用者が現在いること。（別紙「研修課程」参照。）
- (2) 自職場又は法人内において実地研修が可能であり、以下の要件を満たしていること。
 - ア 利用者本人（本人の意思が確認できない場合はその家族等）に対し、実地研修の協力について了承が得られていること。
 - イ 実習指導者（医師又は看護師等）がいること。
- (3) 自職場又は法人内において実地研修が困難な場合は、下記に従って実地研修を行ってください。
 - ア 外部の実習指導者を自職場に招き行う。
 - イ 実習指導者のいる事業所等に出向いて行う。

※ 受講者において申込みまでに受入先の手配をお願いします。
- (4) 平成31年度中に実地研修を終え、報告書等所定の書類を福祉研修センター宛て、以下の期限までに提出ができること。
 - ア 受講対象者 **A** 2020年2月28日（金）（必着）
 - イ 受講対象者 **B**～**G** 2019年12月13日（金）（必着）

実地研修の指導にあたる実習指導者は、臨床等での実務経験を3年以上有し、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）を修了した者
- 2 平成24年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（第一号、第二号研修指導者分）を修了した者
- 3 平成24～30年度に都道府県が実施した「介護職員等によるたんの吸引等の実施ための指導者研修」を修了した者
- 4 「医療的ケア教員講習会」を修了した者
- 5 「平成31年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者研修（不特定多数の者対象）」を受講予定の者 **※未修了の際には実習指導者となることはできません。**

4 受講定員

60名程度（受講対象者 **A**）

80名程度（受講対象者 **B**～**G**）

※ 基本研修免除により実地研修のみの受講であっても、必ず本会への研修申込み及び本会からの受講決定が必要です。

本会からの受講決定を受けていない方の実地研修は、修了を認めることができません。

5 受講料

2,000円（実地研修に係る賠償責任保険料として）

※ 納入方法は、事前振込のみとします。振込先などの詳細は、受講決定通知にてお知らせします。

※ テキストを購入される場合は、別途テキスト代がかかります。

6 研修日程、研修課程、実地研修

(1) 受講対象者 **A**

日程	全10日間程度 ※別紙「日程表」参照
課程	・基本研修（講義） ・筆記試験 ・基本研修（演習） ・実地研修（基本研修（演習）終了日～2020年2月28日） ※別紙「研修課程」参照

(2) 受講対象者 **B**、**D**

日程	※山口県セミナーパークに来ていただくことはありません。
課程	実地研修（開始時期は受講決定時に通知～2019年12月13日）

(3) 受講対象者 **C**、**E**、**F**及び**G**

日程	全1日間 ※別紙「日程表」参照 ※受講対象者 C のうち、平成29年度からの本研修修了者は、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形化栄養剤）」の行為については、実地研修からの受講（演習免除）となります（この場合であっても、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形化栄養剤）」以外の【オプション】の行為は演習から受講する必要があります）。
課程	・基本研修（演習） ・実地研修（基本研修（演習）終了日～2019年12月13日）

※ 自職場又は法人内での実地研修を基本とします（病院や診療所（介護療養病床は除く）での実地研修は不可）。なお、自職場または法人内での実地研修が困難な場合は、他施設での実地研修は認めますが、その場合は、受講者において受入先の手配をお願いします。

※ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日厚生労働省医政局長通知）に基づき実施された介護職員に対する研修の修了者については、実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」を免除することができます。

ただし、山口県発行の「認定特定行為業務従事者認定証」の写しを郵送で本会まで送付ください。

※ 「筆記試験」は、基本研修（講義）の全日程を受講した方、「基本研修（演習）」は、筆記試験に合格した方のみ受けることができます。

※ 「修了証明書」は、実地研修の修了認定基準に達した方のみ全日程を修了したものとみなし、発行します。

7 研修テキスト

本研修では、下記のテキストを使用します。受講対象者**A**の方は講義で使用しますので、必ず購入し、研修日までに読み込んでください。テキストの購入を希望される方は、受講決定通知とともにテキストを郵送しますので、受講申込書に記入してください。研修当日の販売は行いません。

「改訂 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」
編集：一般社団法人全国訪問看護事業協会
発行：中央法規出版株式会社
定価：2,160円（税込）



8 申込方法

(1) 別紙「受講申込書」に必要事項を記入の上、山口県社会福祉協議会 福祉研修センター宛てに必ず郵送にてお申込みください。

※ 受講対象者 **B**～**E** の者（過去に都道府県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）を修了した者、介護福祉士のための実務者研修修了者及び養成施設、福祉系高校において「医療的ケア（講義50時間+演習）」を含む全課程修了者）、受講対象者 **F**・**G** の者（平成23～24年度に山口県が実施した喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）を修了した者及び平成23～24年度に部分受講し25年度に修了した者）は修了証明書の写しを必ず添付してください。

(2) 災害等の緊急時に備えて、自宅の電話番号と併せて、携帯電話の記入もお願いします。

9 申込先・締切

〒754-0893

山口市秋穂二島1062 山口県セミナーパーク内

山口県社会福祉協議会 福祉研修センター

TEL 083-987-0123 FAX 083-987-0124

締切日 2019年5月8日（水）

山口県社会福祉協議会 福祉研修センター 郵送必着

※ 期限を過ぎた申込みは受け付けません。

10 受講決定

(1) 受講の可否については、後日申込者へ通知します。

(2) 受講定員を超える申込みがあった場合、下記の基準により受講を決定します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">原則として1施設(事業所)につき1名の受講とします。
(同一施設(事業所)の申込時には、優先順位を記入してください。)※喀痰吸引等の「医療的ケア」は、命を扱う行為ですので、その自覚と責任のある方を推薦してください。その他、定員内で選考基準により選考します。 |
|--|

11 受講上の注意事項

遅刻、早退、欠席等により、全日程修了できない場合は、修了証明書は交付できません。

また、学習意欲に著しく欠け、研修態度が他の受講者の迷惑になると事務局が判断した場合も、修了とは認められません。研修にあたっては、命を扱う行為であるという自覚と責任をもって臨んでください。

12 昼食について

昼食は各自で準備するか、併設の食堂を利用してください。

13 修了証明書の交付について

全日程修了された方（それぞれの修了試験・考査に合格した方）には、山口県で指定された様式に基づき修了証明書を本会で交付します。

14 その他

既に本研修を終了された方で、再度、基本研修【講義】からの受講を希望される方も受講申込みをすることができます。ただし、本研修を初めて受講される方を優先に受講決定させていただきます。

15 個人情報の取扱いについて

本研修の申込者に係る個人情報は、本会「個人情報保護規定」に基づき、本研修に係る企画、受講者名簿の作成・管理等、本研修に関することのみ使用します。

16 問合せ先

(1) 研修内容に関すること

山口県社会福祉協議会 福祉研修センター（担当：西村）

TEL 083-987-0123 FAX 083-987-0124

(2) 研修事業全般及び受講要件等に関すること

山口県健康福祉部 長寿社会課地域包括ケア推進班（担当：吉田）

TEL 083-933-2788

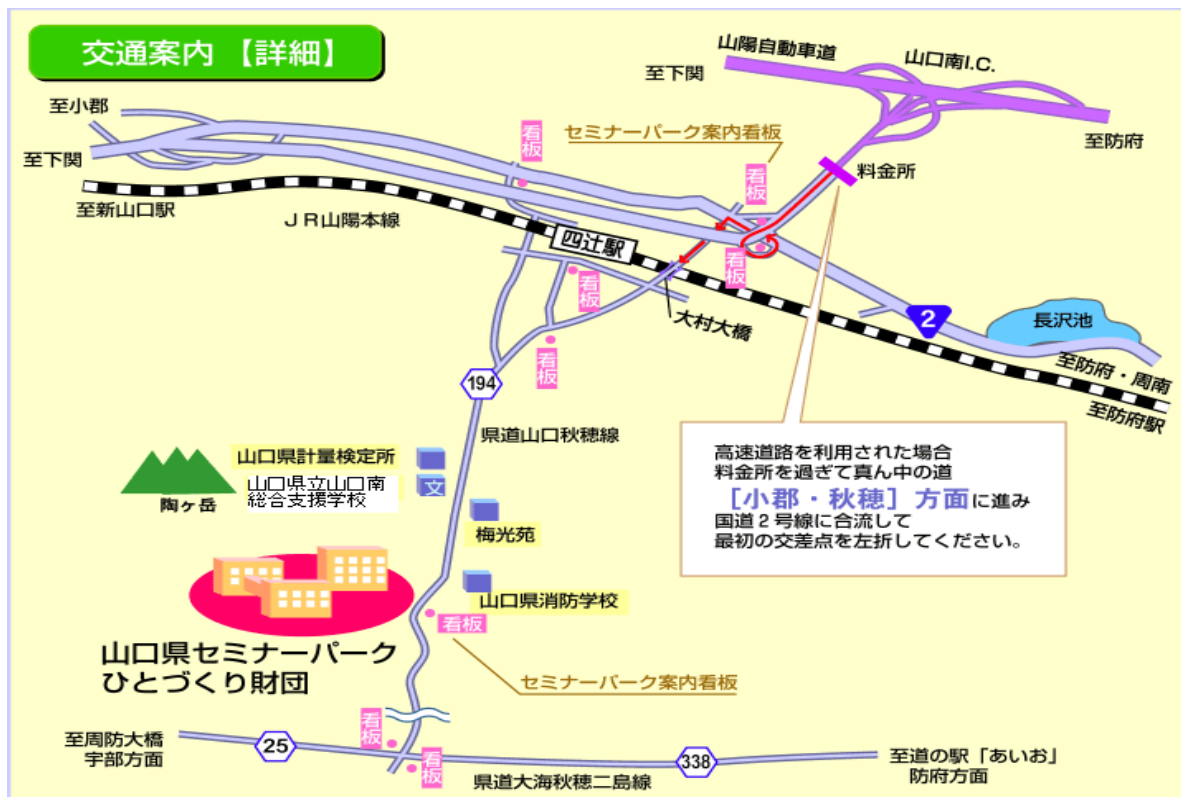
17 会場

＜山口県セミナーパーク＞

〒754-0893

山口市秋穂二島1062

TEL 083-987-0123



介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（不特定多数の者対象）日程表

【受講対象者 **A**（新規受講者）】

		期日	受付※1	時間※1	会場
基本研修 (講義)	第1日目	7月24日(水)	8:30～ 9:00	9:00～ 17:00	体育館・研修室101
	第2日目	8月6日(火)			社会福祉研修室
	第3日目	8月29日(木)			社会福祉研修室
	第4日目	9月12日(木)			社会福祉研修室
	第5日目	9月13日(金)			社会福祉研修室
	第6日目	9月18日(水)			社会福祉研修室
	第7日目	9月26日(木)			社会福祉研修室
	第8日目	9月27日(金)			社会福祉研修室
筆記試験 演習	第9日目	10月2日(水)	9:30～ 10:00	10:00～ 16:30	研修室101 介護実習室
※2 基本研修 (演習)		10月16日(水)～18日(金)、21日(月)、23日(水) (いずれか1日間)	8:30～ 9:00	9:00～ 17:15	介護実習室
実地研修		演習終了日～2月末迄	—	—	自職場 等

※1 受付・講義時間は、日程によって若干の変更があります。

※2 基本研修(演習)には、実地研修での指導者も参加していただく必要があります。

【受講対象者 **B**及び**D**】

	期日	受付	時間	会場
実地研修	保険適用日～12月13日(金)迄 ※受講決定時に通知	—	—	自職場 等

【受講対象者 **C**※3、**E**、**F**及び**G**】

	期日	受付	時間	会場
演習※4	7月5日(金)、8日(月)、18日(木)、19日(金)	8:30～ 9:00	9:00～	介護実習室
実地研修	演習終了日～12月13日(金)迄	—	—	自職場 等

※3 受講対象者 **C**のうち、平成29年度の本研修修了者は、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(半固形化栄養剤)」の行為については、実地研修からの受講(演習免除)となります(この場合であっても、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(半固形化栄養剤)」以外の【オプション】の行為は演習から受講する必要があります)。

※4 演習はいずれか1日であり、演習日は受講決定通知にてお伝えします。また、実地研修での指導者も参加していただく必要があります。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（不特定多数の者対象）研修課程

研修には、2つのカテゴリーがあります。そのため、以下の内容を踏まえ、カテゴリーを選択する必要があります。

1 カテゴリーの分類

(1) カテゴリー1（医療的ケアの種類【基本】5行為）

不特定多数の利用者を対象とする下記の全ての医療的ケアに関わることが認められる。

(2) カテゴリー2（医療的ケアの種類【基本】5行為のうち、任意の1～4行為を選択）

不特定多数の利用者を対象とする下記の一部の医療的ケアに関わることが認められる。

2 カテゴリー別にできる医療的ケア

医療的ケアの種類【基本】		カテゴリー1	カテゴリー2
①	口腔内の喀痰吸引	○	5行為のうち、任意の1～4行為を選択
②	鼻腔内の喀痰吸引	○	
③	気管カニューレ内部の喀痰吸引	○	
④	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）	○	
⑤	経鼻経管栄養	○	

医療的ケアの種類【オプション】		カテゴリー1	カテゴリー2
①	口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）	希望者のみ実施	
②	鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）		
③	気管カニューレ内部の喀痰吸引 （人工呼吸器装着者）		
④	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 （半固形化栄養剤）		

※ 医療的ケアの種類【オプション】を希望する場合は、医療的ケアの種類【基本】も別に実施する必要があります。

3 カテゴリー別の研修時間

	カテゴリー1	カテゴリー2
基本研修【講義】	50時間（8日間）	
基本研修【演習】	1～2日間	
実地研修	50時間程度	選択行為・行為数により異なります

4 研修内容について

		要件	受講対象者						
			A	B	C	D	E	F	G
基本研修	講義	実施要項の「3 受講要件」を満たす方	必要	免除	免除	免除	免除	免除	免除
	筆記	基本研修（講義）の全日程を受講した方	必要	免除	免除	免除	免除	免除	免除
	演習	筆記試験に合格した方 受講対象者F・Gの方 (シミュレーター、吸引装置、人体解剖模型等を使用して実施)	必要	免除	—	免除	—	必要	必要
		講義・筆記が免除 ^{※1} となり、 <u>実地研修で「医療的ケアの種類【オプション】」の行為の希望がある方</u> (シミュレーター、吸引装置、人体解剖模型等を使用して実施)	—	—	必要 ^{※2}	—	必要	—	必要
実地	基本研修（演習）で基準の評価に達した方	実地研修は自職場又は法人内での実施が基本							

※1 介護福祉士のための実務者研修修了者、養成施設及び福祉系高校において「医療的ケア（講義50時間+演習）」を含む全課程修了者、平成23～24年度に山口県が実施した喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）を修了した者、平成23～24年度に部分受講し25年度に修了した者

※2 受講対象者Cのうち平成29年度からの本研修修了者は、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形化栄養剤）」の行為については、実地研修からの受講（演習免除）となります（この場合であっても、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形化栄養剤）」以外の【オプション】の行為は演習から受講する必要があります）。

○ 実地研修に係る損害賠償保険について

実地研修の実施にあたって、研修中に発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損若しくは汚損したりする場合に備え、受講者を対象として損害賠償保険に加入します。加入手続きについては、本会で行います。

5 研修カリキュラム

(1) 基本研修【講義】

科目	時間
人間と社会	1. 5時間
保健医療制度とチーム医療	2. 0時間
安全な療養生活	4. 0時間
清潔保持と感染予防	2. 5時間
健康状態の把握	3. 0時間
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	11. 0時間
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	8. 0時間
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	10. 0時間
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	8. 0時間
合計講義時間数	50. 0時間

(2) 基本研修【演習】

医療的ケアの種類【基本】		実施回数
①	口腔内の喀痰吸引	5回以上
②	鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
③	気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
④	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）	5回以上
⑤	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形化栄養剤）	5回以上
⑥	経鼻経管栄養	5回以上
⑦	救急蘇生法	1回以上

医療的ケアの種類【オプション】		実施回数
①	口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）	5回以上
②	鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）	5回以上
③	気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）	5回以上

※ 基本研修【演習】では、カテゴリー1、2にかかわらず、全員、上記①～⑥の全6行為及び⑦救急蘇生法を実施します。（カテゴリー2の方で、選択していない行為についても【演習】では、実施・修了が必須です。）

※ ただし、医療的ケアの種類【オプション】の人工呼吸器装着者に対しての演習は、該当者のみ実施します。

(3) 実地研修

医療的ケアの種類【基本】		実施回数
①	口腔内の喀痰吸引	10回以上
②	鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
③	気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
④	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）	20回以上
⑤	経鼻経管栄養	20回以上

医療的ケアの種類【オプション】		実施回数
①	口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）	10回以上
②	鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）	20回以上
③	気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）	20回以上
④	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形化栄養剤）	20回以上

※ カテゴリー1の方については、医療的ケアの種類【基本】の全5行為を実施します。

※ カテゴリー2の方については、医療的ケアの種類【基本】の①～⑤のうち、任意の1～4行為を選択して実施します。

※ 医療的ケアの種類【オプション】は、該当者のみ実施します。

※ 医療的ケアの種類【オプション】を希望する場合は、医療的ケアの種類【基本】も別に実施する必要があります。